仕　　様　　書

消防局総務部施設課

（担当：沼田、日髙　電話：212-6643）

委　託　名	自家用電気工作物保安管理業務委託　（右京消防署他４か所）
契約期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
契約条件	１　委託料の支払い方法 当該委託期間の業務終了後、契約金額を一括で支払うものとする。 ただし、希望する場合は、３か月ごとに、既済部分の代価に相当する額を支払うことも可能とする。 なお、その場合は、委託業務の実施に先立ち、３か月ごとに、受注者が実施する業務及びその経費を示した内訳書を発注者に提出すること。内訳書に変更が生じた場合は、速やかに変更した内訳書を発注者に提出するもの。 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理したときから、３０日以内に受注者に当該請求額を支払うものとする。 ２　資格 電気事業法第４３条第１項に基づく同施行規則第５２条第２項の規定による自家用電気工作物の保安管理業務を元請として１年以上、受託した実績のある者。 受注者は、上記の資格を証する書類として、契約後、速やかに次の⑴及び⑵の書類を提出すること。 ⑴　事業場名、元請業者、契約期間が確認できる書類（委託契約書の写し） ⑵　上記⑴について経済産業大臣の承認が得られたことを証する書類（保安管理業務外部委託承認申請書の写し（受理印のあるものに限る。）又はそれに準じた書類） 詳細は、別添「自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」のとおり

自家用電気工作物保安管理業務委託

（右京消防署他４か所）

仕様書

（総則）

第１条　この仕様書は、「自家用電気工作物保安管理業務委託」の委託契約書に基づく仕様書である。

（目的）

第２条　この仕様書は、電気事業法第４３条第１項に基づく同施行規則第５２条第２項の規定により、京都市（以下「発注者」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託するにあたり、委託契約書を補うと共に、請負人（以下「受注者」という。）が実施すべき事項に関する仕様を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この仕様書において使用する用語は、委託契約書、電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（契約に係る要件）

第４条　受注者は、施行規則第５２条の２の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に規定する要件を満たしていることとし、この契約により委託する事業場（以下「委託事業場」という。）が複数である場合を含め、そのすべての委託事業場について外部委託承認を得られる要件を満たしていること。

２　受注者は、前項の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに発注者に報告すること。

（委託事業場の概要）

第５条　委託事業場の概要は、別紙１のとおりとする。

（委託する事項）

第６条　発注者の保安規程に基づき、発注者が受注者に委託する保安管理業務は、次の各号の業務とする。

⑴　電気工作物の工事、維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験の実施に関すること。

⑵　電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における調査及び試験に関すること。また、必要に応じて電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

⑶　電気事業法その他関係法に定める官庁検査の立会いに関すること。

⑷　電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣等への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

⑸　電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。

⑹　電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。

⑺　電気工作物の維持及び運用に必要な資料を作成すること。

⑻　電気工作物の維持及び運用の保安についての助言及び指導に関すること。

⑼　保安規程の内容に変更が必要な場合は、経済産業大臣等への保安規程変更届出書等の作成及び提

出を行うこと。

⑽　電気工作物が廃止される場合は、経済産業大臣等への廃止届の作成及び提出を行うこと。

⑾　年次点検において、変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器及び遮断器等が、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうか確認を行うこと。

（点検方法および頻度）

第７条　第６条第１項に定める定期的な点検、測定及び試験の実施は、別紙２及び別紙３のとおりとする。

（連絡責任者等）

第８条　発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を受注者に連絡するための連絡責任者、発電所を設置する場合には運転責任者を選任するものとする。

なお、設備容量が、６，０００キロボルトアンペア以上となる場合の連絡責任者は、第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものとする。

２　発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるものとする。

３　発注者は、連絡責任者又は代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

（発注者の通知義務）

第９条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に通知するものとする。

⑴　代表者の変更が生じた場合

⑵　事業場の名称及び所在地の変更が生じた場合

⑶　連絡責任者及びその代務者を選任した時及びこれに変更が生じた場合

⑷　電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

⑸　委託事業場の電気工作物に変更の工事の予定がある場合

（保安業務担当者等）

第 10 条　受注者は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）を選任するものとする。

２　保安業務担当者は、施行規則に適合する者とする。

３　受注者が、施行規則第５２条の２第１号に掲げる事業者の区分（以下「個人事業者」という。）に属する場合、保安業務担当者は、病気又は発注者の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、受注者の指定する電気事業法に基づく電気主任技術者免状の交付を受けた者（以下「代行者」という。）をもって、保安管理業務を代行させることができるものとする。

４　受注者が、施行規則第５２条の２第２号に掲げる事業者の区分（以下「法人」という。）に属する場

合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

5　受注者は、保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）について、氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって発注者に報告すること。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

6　保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。

7　発注者は、受注者と委託契約を締結するにあたり、受注者の保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

8　保安業務担当者等及び補助者は点検等を行う際、発注者に身分証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

（業務管理）

第 11 条　保安業務担当者は、業務の技術上の管理を司るほか、業務の実施中は契約の履行に関し業務現場において、その運営及び取締りを行う。

2　業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、保安業務担当者が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が設けられた場合は、これに協力する。

3　受注者は、業務現場において業務に関し、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。

4　受注者は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について、関係法令に従い適切に処置するとともに特に次の各号を守らなければならない。

⑴　第三者に災害をもたらしてはならない。

⑵　公害の防止に努める。

⑶　善良な管理者の注意をもってしても、なお災害の発生するおそれのある場合の処置については、発注者と協議する。

5　受注者は、業務の実施に伴い、機器等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行う。

6　受注者は、業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付けを行う。

（委託範囲の原則）

第 12 条　保安業務担当者は保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の⑴から⑷までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

⑴　設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第３項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

イ　消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

ウ　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

エ　機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

オ　内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

⑵　設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

ア　立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所で危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

イ　情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

ウ　衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

エ　機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

オ　立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

⑶　事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

⑷　発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（低圧絶縁監視装置）

第13条　受注者は、保安管理業務の実施に伴い、低圧絶縁監視装置を設置することができる。ただし低圧絶縁監視装置とは、低圧電路（440Ｖ以下）の絶縁状況を、受注者の情報監視センター等において２４時間監視する装置である。

２　低圧絶縁監視装置から警報が出た場合（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、「漏えい警報」という。）を連続して５分以上受信した場合、又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合）は、受注者は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、保安業務担当者等に指示し、次の各号の措置を行うものとする。

⑴　警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。

⑵　警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。

３　低圧絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び警報を受注者に自動伝送する場合の伝送試験を毎年１回以上（年度当初）行うこと。また、常に正常に稼働するように受注者の責任の下でメンテナンスを行うこと。

４　受注者は、この契約が消失したときは低圧絶縁監視装置を撤去すること。

５　発注者は、低圧絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯配線等既設設備の利用について便宜を供する。

６　低圧絶縁監視装置の仕様及び設置は、次の各号による。

⑴　対象　　低圧回路・２４時間監視

⑵　検出方式　　Igr 方式・Io 方式・Ior 方式

⑶　検知箇所　　各変圧器のＢ種接地工事接地線

⑷　許容誤差　　警報に対する装置の許容誤差は±１０パーセント以内とする。

⑸　伝送方法　　警報が出た場合は、その警報を受注者に自動的に伝送して警報し、かつ記録するものであること。

（費用負担）

第 14 条　次の各号については、受注者の負担とする。

⑴　点検、測定及び試験に伴う一切の費用
⑵　機械器具等に要する費用
⑶　業務に必要な消耗部品、材料及び油脂等の費用
⑷　関係官庁への諸手続き及び報告に要する費用
⑸　点検報告書等、発注者への報告に要する費用
⑹　応急処置の費用
⑺　絶縁監視装置の費用
⑻　縁監視装置の設置及び撤去に伴う費用
⑼　絶縁監視装置の通信に係る一切の費用

（連絡方法等）

第 15 条　受注者は、発注者からの連絡のため、保安業務担当者が勤務する事務所に電話を所有し、かつ、保安業務担当者が不在の場合において、居所に確実に連絡できる連絡体制を定めること。

２　受注者は、業務に先立ち、発注者に対し、前項の事務所の所在地、電話の番号及び連絡体制をあらかじめ書面で提出すること。

（日程等）

第 16 条　受注者が定期的に行う点検の日程及び時間帯については、連絡責任者と協議のうえ、決定すること。

２　発注者及び受注者は、前項により決定した後、日程等に変更が生じた場合は速やかに通知すること。

（停電作業）

第 17 条　受注者は、点検、測定及び試験等のために、電路を停電させる必要がある場合は、停電の範囲などを発注者に連絡し、協議すること。

（報告）

第 18 条　受注者は、保安業務担当者等が行う点検等の終了時に点検報告書を発注者に提出すること。

２　点検報告書の様式は、電気事業法に基づき発注者が定めた保安規程の様式以外は、原則として受注者の様式とするが、発注者にあらかじめ見本等を提出し、承諾を受けるものとする。

３　受注者は、点検等の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは図面、写真等を点検報告書に添付するとともに、連絡責任者に修理・改造等を指示又は助言すること。

４　年次点検報告書には、電気工作物の配置図（ＰＤＦ形式）、単線結線図（ＰＤＦ形式）、機器台帳（マイクロソフト社エクセル形式）の電子データを添付することし、配置図及び単線結線図は保安規程で

規定する様式、機器台帳は発注者の指定する様式で作成すること。

5　受注者は、あらかじめ発注者と協議した期間ごとに、委託事業場の不具合項目をまとめた報告書を作成し、発注者に提出すること。

6　受注者が、発注者に提出する報告書等の部数は、原則として２部とする。ただし、発注者の求めがあった場合はこの限りではない。

（記録の保存）

第 19 条　発注者受注者共に定期的に行う点検の結果を確認及び記録し、３年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が３年を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。

2　発注者は、受注者に記録文書の提出を求めることができる。その場合、受注者は速やかに記録文書を提出すること。

（緊急時の措置）

第 20 条　電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、保安業務担当者が実施すべき事項は、次の各号による。

⑴　電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがあることを知った時から、１時間以内に当該事業場に到着すること。やむを得ない事情がある場合でも、２時間以内には必ず到着すること。

⑵　発注者受注者協議により、あらかじめ定めた関係各所に必要な連絡を行うこと。

⑶　現状を確認のうえ、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行うこと。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったものに処置を行わせるものとする。

⑷　事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置について、指示又は助言を行う。また、電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

（機械器具等）

第 21 条　受注者は、施行規則第５２条の２第１号ハ及び第二号ロに規定されている機械器具を所有し、定期の校正試験、誤差確認試験等により適正に保つこと。

なお、委託事業場が、太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場のみの場合、騒音計、振動計、回転計を所有することを要しない。また、受注者が、必要な場合に使用し得る措置を講じている場合には、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を所有することを要しない。

2　受注者は、絶縁用保護具等を所有すること。また、それらを、労働安全衛生規則に基づく定期自主検査及び使用前点検により適正に保つこと。

3　受注者は、第１項により実施した試験記録を１年間、第２項により実施した検査記録及び点検記録を３年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が本仕様書で規定する保

存年数を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。

4　発注者は、受注者に前項の記録文書の提出を求めることができる。その場合、受注者は速やかに記録文書を提出すること。

（協力義務）

第 22 条　発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。

2　発注者は、受注者の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について、受注者の意見を尊重するものとする。

3　受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

（関連業務の調整）

第 23 条　発注者は、受注者の業務及び発注者の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において受注者は、発注者の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により必要と認める場合、受注者に立会い等を求めることができる。

（業務の引継ぎ）

第 24 条　受注者は、業務の完了に伴い、発注者が保安管理業務を他の第三者と締結した場合は、発注者の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎ行うこと。

（契約の解除）

第 25 条　発注者は、委託事業場のすべてが次の各号のいずれかに該当した場合、契約を解除することができる。

⑴　委託事業場の電気工作物が廃止された場合

⑵　委託事業場の電気工作物が一般用電気工作物となった場合

⑶　受電電圧が７，０００ボルトを超えた場合

⑷　発電所の出力が１，０００キロワットを超えた場合

⑸　構外にわたる配電線路の電圧が６００ボルトを超えた場合

2　発注者は、前項の場合、契約金額を変更するものとする。その場合、契約金額を月割りし、点検を実施した月までの金額を支払うものとする。

（契約の変更）

第 26 条　発注者は、次の各号に掲げる委託事業場の数の区分に応じ、当該各号の場合において契約を変更することができるものとする。

⑴　委託事業場の数が一の場合

ア　設備容量を変更した場合

イ　受電電圧を変更した場合

ウ　発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
エ　発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
オ　配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧を変更した場合
カ　保安規程を変更した場合
⑵　委託事業場の数が二以上の場合
ア　委託事業場の一以上が前号のアからカに該当した場合
イ　委託事業場の一以上全数未満が第 25 条の各号に該当した場合
２　発注者は、前項の場合、変更内容に応じ契約金額を増減するものとする。

（支払条件）
第 27 条　本件について、施行規則第５２条第２項の規定による、経済産業大臣の承認が得られたことを発注者が確認した後、適正な請求に基づき、契約金額を支払う。

（損害賠償）
第 28 条　発注者は、次の各号のいずれかの規定により契約を解除したときは、受注者に損害賠償の請求を行うことができる。
⑴　第４条第１項の要件を満たさなかったとき。
⑵　第４条第１項の要件を満たさないこととなったとき。
⑶　委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
⑷　正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
⑸　契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
⑹　委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく発注者の指示に従わなかったとき。
⑺　履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
⑻　前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。
２　受注者は、第１項の規定により契約の解除があったときは、発注者にその損失の補償を求めることができない。
３　発注者は、第１項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。
４　発注者は、第１項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了しないまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。
５　第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
６　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（その他）
第 29 条　受注者は、点検等により、立ち入る場所については、あらかじめ連絡責任者と協議しておくこととする。

（別紙 1）

委託事業場とその概要

事業場		需要設備					需要設備の現状（参考）(注2)		発電設備		年次点検が可能な曜日時間等(注1)
				非常用予備発電設備							
名称	所在地	設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	発電機定格容量 (kVA)	発電機定格電圧 (V)	原動機の種類	月次点検の頻度	遠隔監視装置の有無	発電機定格容量 (kVA)	発電設備の種類	
右京消防署	右京区太秦蜂岡町３６	225	6,600	70	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	隔月	有	－	－	平日
御室消防出張所	右京区御室大内３５	27	210/105	20	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	隔月	無	－	－	平日
西京消防署	西京区樫原佃１９	200	6,600	40	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	隔月	有	－	－	平日
松尾消防出張所	西京区松尾木ノ曽町５９－６	24	210/105	20	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	隔月	無	5	太陽光	平日
洛西消防出張所	西京区大枝東新林町二丁目４	36	210/105	22.5	220	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	隔月	無	－	－	平日

（注１）　記載無き場合は、平日、９：００－１７：００で実施可能とする（詳細は、連絡責任者との協議によること）。
略称は次による。”土”…土曜日に実施。”日”…日曜日に実施。”祝”…祝日に実施。”朝”…早朝に実施。”夜”…夜間に実施。
曜日若しくは時間帯のみが記載の場合は、記載無き事項においては、平日若しくは９：００－１７：００とする。

（注２）　「需要設備の現状（参考）」の欄は、仕様書作成時点での月次点検の頻度等について、参考のため記載しているものであり、契約期間における点検頻度を保証するものではない。また、遠隔監視装置は、同時点で、発注者が保安管理業務委託についての契約を締結している者が、当該事業場において設置している装置であり、その者との契約が消失した場合、撤去されるものである。

（別紙２）

定期的な点検、測定及び試験の実施基準

（点検内容）

第１条　定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験は、発注者が実施する日常巡視点検と、受注者に委託する月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検の四種点検とする。

⑴　日常巡視点検、月次点検、年次点検、工事期間中点検の点検、測定及び試験の内容は保安規程（別添）による。

⑵　受注者は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその職員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。

⑶　臨時点検は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合等、点検が必要な設備について、必要な点検を行うこと。

（点検周期）

第２条　月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検は、次の各号の周期により実施すること。

⑴	月次点検	隔月１回（低圧受電の事業場、設備容量百キロボルトアンペア以下で条件(注)を満たした事業場、設備容量百キロボルトアンペアを超えている事業場にあっては、低圧絶縁監視装置を設置し、条件(注)を満たした事業所に適用する）
		毎月１回（隔月１回点検の条件(注)を満たしていない事業場に適用する）
⑵	年次点検	毎年１回
⑶	工事期間中点検	毎週１回以上
⑷	臨時点検	必要なとき

（注）条件については、電気事業法施行規則第５２条の２第１号ロの要件等並びに第５３条第２項第５号の頻度に関する告示（平成１５年経済産業省告示第２４９号）による。

（清掃）

第３条　年次点検の実施に伴い、保安の確保のために必要な清掃を実施すること。

（別紙３）

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

1　受注者は、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の保安管理業務について、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告する。報告を受けた発注者は、その記録（保安業務担当者の氏名を含む）を確認及び保存するものとする。また、技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

⑴　電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）を行う。

⑵　電気事故発生時等の応急措置（現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等）の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに状況に応じて臨時点検を行う。

⑶　中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面についてその作成、手続きの助言

⑷　法令に基づく立入検査への立合い

⑸　電気工作物の設置又は変更の工事について設計の審査、工事期間中の点検及び試験

⑹　変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びＯＦケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか年次点検の際に確認を行います。

⑺　その他、受注者がこの契約を履行するために必要な事項

2　前項第１号に定める定期点検の実施は別表「点検、測定及び試験の基準等」（以下、「点検基準」という。）のとおりとし、技術基準への適合状況の確認を行う。

3　第１項第５号に定める工事期間中の点検は、「点検基準」に定める外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

4　「点検基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取り扱いは次の通りとする。

⑴　月次点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により実施する。ただし、設備の状況により、運転を停止して点検することがある。

⑵　年次点検は、停電により設備を停止状態にして１年に１回以上実施する。また、年次点検は当該月の月次点検を含む。

⑶　定期点検のための執務時間は、別表「点検基準」の各項目について実施し、かつ、その結果取るべき措置の指導、助言を行うために必要な時間とする。

⑷　定期点検時には、別表「点検基準」に記載の点検のほか、発注者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

5　絶縁監視を設置している事業所点検は「点検基準」のとおり実施する。

別 表

点検、測定及び試験の基準等

対象＼項目		月次点検 【 1回／月】		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
引込関係	支持物等	損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年	ハンドホール・マンホールの浸水、地盤沈下の影響	1年	接地抵抗測定※2
	電線、ケーブル	電線等の高さ・他物との離隔距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱など接続部の過熱による変色、損傷、腐食、汚損、コンパウンド油漏れ、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2
	負荷開閉器	損傷、変形、腐食、開閉表示、操作紐の取付状態、異物付着、亀裂、汚損、接続箇所の過熱による変色、制御装置箱施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接地線接続部のゆるみ 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2 保護継電器動作特性試験※3 保護継電器連動動作試験※3
	高圧キャビネット	損傷、腐食、変形、汚損、結露、施錠状態、異音、異臭、亀裂、接続箇所の過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 1年 1年	接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2 保護継電器動作特性試験※3 保護継電器連動動作試験※3
高圧受電設備	零相変流器	異音、異臭、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
	断路器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 1年 1年 1年	開閉操作確認 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2
	負荷開閉器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 1年 1年 1年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2 保護継電器動作特性試験※3 保護継電器連動動作試験※3

対象＼項目		月次点検【 1回／月】		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
高圧受電設備	遮断器	異音、異臭、油量、ガス圧力、開閉表示、損傷、変形、汚損、亀裂、漏油、過熱による変色、腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 1年 1年 1年 6年	開閉操作確認 接触子の消耗度合いの確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年 1年 1年 1年 6年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2 保護継電器動作特性試験※3 継電器連動動作試験 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験※3
	計器用変成器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2
	高圧カットアウト	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、腐食、過熱による変色		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年	絶縁抵抗測定※1
	変圧器	異音、異臭、油量、過熱状態、損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、接続箇所の過熱による変色、漏油、振動、付属装置の動作状態・取付状態、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示	低圧電路の漏洩電流測定	1年 1年 1年 1年 1年	吸湿防止剤の変色 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ 付属装置各部の点検（機能及び状態） 内部確認	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	進相コンデンサ直列リアクトル	異音、異臭、過熱状態、ふくらみ、損傷、汚損、亀裂、腐食、漏油、変色、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	避雷器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2
	高圧母線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色、支持物の損傷、汚損、亀裂、脱落		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1

対象＼項目		月次点検【 1回／月】		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
受・配電設備	指示計器等	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態	電圧、負荷電流測定	1年	端子部ゆるみ		
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
	保護継電器	異音、異臭、損傷、汚損		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	保護継電器動作特性試験※3 保護継電器連動動作試験※3
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定※2
構造物等・配電設備	キュービクル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入口の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示					
	配電設備	電線等の高さ・他物との離隔距離、損傷、たるみ、端末処理部の損傷・亀裂・汚損、過熱による変色、支持物等の損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	ハンドホールの浸水、地盤沈下の影響 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2
負荷設備	低圧機器	異音、異臭、指示状態、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定※2

対象＼項目		月次点検【 1回／月】		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周 期	点検箇所、ねらい	周 期	試験・測定
蓄電池設備	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6か月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定（セルごと）※5 比重測定※5 液温測定
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
非常用予備発電装置	原動機関係	損傷、汚損、変形、腐食、外れ、固定状態、油量、水量、油漏、漏水、営巣、始動空気圧、漏気、蓄電池電圧	始動試験	1年	機関主要部分の分解、点検	1年 1年	保護継電器動作特性試験※3 保護継電器連動動作試験※3
	発電機関係	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態	始動試験	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定※1 接地抵抗測定※2 保護継電器動作特性試験※3 保護継電器連動動作試験※3 自動起動試験※4
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲	電圧測定	1年 1年 1年	耐酸塗料のはくり床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6か月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定 比重測定 液温測定
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定※1
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定※2
	キュービクル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入口の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ		

対象＼項目		月次点検【　1回／月】		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周　期	点検箇所、ねらい	周　期	試験・測定
ＰＣＢ	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等			1年	高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有電気工作物の確認		
その他	絶縁監視装置	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態、警報設定値確認、警報受信記録装置確認	試験釦による検知動作・警報伝送・通報適否	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁監視装置動作試験 警報自動伝送試験

【備考】

年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に１回以上実施します。

「ＰＣＢ」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認し、該当する場合は、使用および廃止（予定）の届出状況の確認を行います。

ただし、※を付した項目については、信頼性が高く、かつ、同等と認められる点検が１年に１回以上実施され、その結果が良好である機器については、発注者、受注者協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を３年に１回以上とすることができるものとします。

この場合、「信頼性が高い」及び「同等と認められる点検」とは次のとおりとします。

１　「信頼性が高い」とは次の要件を満足するものとします。
- 経済産業省告示第２４９号第４条第７号において規定されている設備条件を満たすものであって、設備更新推奨時期を越えていないもの。

２　「同等と認められる点検」とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、※を付した項目を次のとおり点検し、経年劣化傾向を評価するものとします。

※１　絶縁抵抗測定
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果を確認
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認

無停電状態でも測定可能な、漏えい電流計クランプメータを使用し、測定し点検結果を確認。又、低圧電路についても同様の測定を行い、漏えい電流（１ｍＡ以下）を確認※１　絶縁抵抗測定

※２　接地抵抗測定
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事（土壌が変化するような工事を含む）の有無
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認
- 無停電状態でも測定可能な活線用接地抵抗器を使用し、測定し点検結果を確認

※３　保護継電器動作特性試験及び保護継電器連動動作試験
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果確認
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認
- 無停電状態で試験が可能な箇所については、継電器動作試験及び連動動作試験を実施
- 試験ができない箇所については、設備の外観点検及び直近の全停電で実施した試験記録の評価分析を行い確認

※４　非常用予備発電装置自動起動試験
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果の確認
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認
- 無停電状態で自動起動試験が実施できる場合は、自動起動により起動停止試験を実施し、発電電圧、周波数、温度及び回転数を確認するとともに、直近の全停電で実施した年次点検の点検記録の評価分析も併せて確認

※５　蓄電池設備のセル電圧測定、比重測定及び液温測定
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果確認
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無
- 直近の全停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認